

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県東筑摩郡波田町

### 2 構造改革特別区域の名称

波田町福祉有償運送セダン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

長野県東筑摩郡波田町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

波田町は長野県のほぼ中央、松本平の西端に位置し、総面積は59.42平方キロメートルで東西13km、南北15kmの広がりがある。総面積の3割程度の平野部は町の東部に位置し、犀川の支流である梓川によって造られた河岸段丘により、標高600mから900m台にかけ東北に傾斜をなしている。

北に白馬山麓、西に乗鞍岳、東に美ヶ原を望むことができる四方を豊かな自然に囲まれ環境に恵まれた中で、農業は、日照時間が長いという気象条件を活かしたスイカの産地としてまた、観光は、上高地の玄関口として発展をしてきた。

近年は、宅地化が進み農地が減少する中で、隣接する松本市のベットタウンとして発展をしており、高齢化率は平成17年9月末現在19.8%と、県内においては3番目に低く若い世代が増えている。しかし、今後高齢化率が急上昇し平成26年度には25%を超えることが見込まれ、高齢者福祉や医療等の対策が課題となっている。

#### ・平成17年9月末現在の人口等の状況

世帯数	人口	65歳以上人口	内独り暮らし高齢者	高齢化率
5,199世帯	15,418人	3,062人	147人	19.8%

#### (1) 移動困難者の状況

福祉有償運送の利用者の範囲となる、「要介護者及び要支援者」、「身体障害者」、「精神障害者」、「知的障害者」の数は次のとおりです。

#### 要介護認定者の状況

要支援・要介護者の状況は、平成 17 年 9 月末現総数で 472 人となっており、65 歳以上の人口に対する比率は 15.4% である。介護保険が施行された平成 12 年から比較すると要介護認定者は 1.7 倍となり、高齢者の増加に伴って要支援・要介護者の増加が推測される。

また、要介護認定者の内、居宅介護サービスの受給者は 291 人で、要介護認定者の約 6 割を占めている。

・介護保険の要支援・要介護認定者数（平成 17 年 9 月末現在）（単位：人）

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	35	113	94	87	72	61	462
65 歳以上 75 歳未満	7	16	15	9	9	8	64
75 歳以上	28	97	79	78	63	53	398
第 2 号被保険者	0	3	8	3	2	1	17
総数	35	116	102	90	74	62	472

・介護保険の居宅介護サービス受給者数（平成 17 年 9 月末現在）（単位：人）

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	23	77	65	57	32	25	279
第 2 号被保険者	1	3	6	1	1	0	12
総数	24	80	71	58	33	25	291

#### 身体障害者

身体障害者の内、移動困難者とされる視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由及び内部の各障害の手帳を取得している者は、平成 17 年 3 月末現在 396 人となっている。平成 13 年からの 5 年間で約 1.2 倍の増加となっており、特に肢体不自由者と内部障害者の増加が多い。

また、障害者の 69% が 65 歳以上の高齢者となっている。

・身体障害者手帳取得の状況（平成 17 年 3 月末現在）（単位：人）

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
1	17( 9)			31( 20)	79(57)	127( 86)
2	4( 4)	11( 5)		31( 22)	4( 3)	50( 34)
3	6( 4)	7( 4)	2( 1)	52( 35)	17(21)	84( 65)
4	1( 0)	9( 8)	1( 0)	48( 30)	18(14)	77( 52)
5	4( 3)			26( 14)		30( 17)
6	3( 2)	16(11)		9( 7)		28( 20)
計	35(22)	43(28)	3( 1)	197(128)	118(95)	396(274)

（ ）内の数値は、65 歳上の人数

#### 知的障害者

療育手帳の所有者数は平成 17 年 3 月末で 63 人となっている。平成 13 年からの 5 年間で約 1.5 倍の増加となっており、特に重度者の増加が多く、障害者の重度化傾向が見られる。

・療育手帳取得の状況（平成 17 年 3 月末現在）（単位：人）

18 歳未満			18 歳以上			計
重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
11	8	7	7	14	16	63

## 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の所持者の数は、平成 17 年 3 月末では 43 名となっている。平成 13 年からの 5 年間で約 2.7 倍の増加となっており、特に障害程度 1、2 級の増加が著しい。

・精神障害者保健福祉手帳取得の状況（平成 17 年 3 月末現在）（単位：人）

等級	1 級	2 級	3 級	計
人数	21	18	4	43

## （ 2 ）公共交通機関の状況

町内の公共交通機関は、上高地への玄関口である新島々駅から松本駅を結ぶ松本電気鉄道上高地線が国道 158 号線と平行して敷設され、町内には 6 つの駅が設置されている。また、民間 1 社のタクシーの営業所が 2 箇所あるが、1 箇所は主に上高地や乗鞍岳方面の観光客のための事業所となっている。

タクシー事業者は、歩行困難者や車椅子利用者のための特殊な設備を有した福祉車両を所有しているが、当町には配置していないため、移動困難者に対する十分な移送サービスが確保されていない状況である。

## 5、構造改革特別区域計画の意義

波田町のほぼ中央に町営の総合病院があり、移動困難者の約 9 割が自宅から病院までの移送に利用をしている。その他は、町外の病院への移送が多い。移動困難者に対して、希望した時間に送迎を行い、また病院の受付で困った時の対応をする細やかなサービスを提供する福祉有償運送が必要となっている。しかし、移動困難者による移送サービスの利用時間は、利用目的が同じであるために朝と昼に集中しており、福祉車両だけでは需要を満たすことができない状況である。

このため、歩行は困難であるが座ることのできる高齢者も多く、必ずしも福祉車両を必要としない移動困難者の送迎については、セダン型車両を利用した移送サービスが望まれており、移動困難者の希望による時間での利用拡大をすることにより、社会参加の促進と福祉の増進の効果が期待できる。

## 6、構造改革特別区域計画の目標

波田町は「町民すべてが安心して豊かに暮らせる町づくり」を目指しており、障害者が住みなれた地域で生涯にわたる生活を維持するためには、社会資源の整備や地域住民の協調を進めることにより支援体制を確立することが重要であると考えている。

また、当町における移動支援については、採算面から民間事業者の参入が困難であり、町社会福祉協議会及び N P O 等が公共交通機関でカバーできない部分を福祉輸送で補完することが適当であると思われる。

これらの事業者が地域福祉全般にわたる活動を行なうことにより、移動困難者の自立した地

域生活の促進等地域福祉の発展に寄与することが見込まれ、また既存事業と相互に連携することにより、豊かに暮らせるまちづくりを目指すことを構造改革特別区域計画の目標とする。

## 7、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

在宅福祉サービスの充実を図るために、要介護者や障害者などの移送手段の確保は重要な課題となっている。とりわけ、移動困難者に対しては、社会福祉法人やNPO等に頼らざるを得ない現状である。

福祉車両による福祉有償運送サービスは、地域の福祉課題に対し有効な手段となっているが、使用車両を福祉車両に限定することにより需要があるにもかかわらず、サービス参入を制限することとなっている。セダン型車両まで拡大することにより、福祉有償運送サービスの供給量が増え、NPO等の活動を活性化させることとなり、更に住民意識の向上と交通バリアフリーが図られる。

## 8、特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 障害者福祉施策

#### 障害者タクシー利用料金助成事業

- ・目的 電車、バス等の交通機関を利用することが困難な心身障害者(児)がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、当該心身障害者(児)の社会活動の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進を図る。
- ・対象者
  - ア 身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害、内部障害並びに視覚障害の1級から4級に該当する者
  - イ 療育手帳の交付を受けた重度の障害を有する者
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級の障害等級に該当する者
  - エ 上記該当者の内、前年の所得税額が42,000円以下の者
- ・タクシー利用料金助成券交付枚数 1回500円助成券 年間24枚
- ・契約事業者 松本地区タクシー事業者協会
- ・受給者数 28人(平成16年度)
- ・決算額 149,500円 (平成16年度)

#### 自動車燃料費助成事業

- ・目的 電車、バス等の交通機関を利用することが困難な心身障害者（児）が自家用車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、当該心身障害者（児）の社会活動の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進を図る。
- ・対象者
  - ア 身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害、内部障害並びに視覚障害の1級から4級に該当する者
  - イ 療育手帳の交付を受けた重度の障害を有する者
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級の障害等級に該当する者
  - エ 上記該当者の内、自動車税又は軽自動車税の減免を受けかつ前年の所得税額が42,000円以下の者
- ・利用者 11人（平成16年度）
- ・決算額 132,000円（平成16年度）

別紙 構造改革特例区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとに規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内で活動する、運営協議会において認められた社会福祉法人及び特定非営利活動法人(NPO)などの非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 運送主体

波田町住民を対象とした福祉有償運送サービスを実施する社会福祉法人及び特定非営利活動法人(NPO)などの非営利法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が波田町

#### (3) 事業により実現される行為

要介護者及び障害者の移動困難者で、予め運送主体に登録をした会員及びその付き添い人に対し、セダン型の一般車両を用いて有償で移送サービスを提供する行為。

### 5 当該規制の特例措置の内容

NPO等による福祉有償運送において、使用する車両は福祉車両に限定されている。しかし、人口透析患者や視覚障害者等に対しては福祉車両を用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大する。

#### (1) 波田町福祉有償運送運営協議会の設置

波田町の移動困難者の外出を支援するため、町内の移動困難者及び福祉運送に関する情報と課題を把握しながら、道路運送法第 80 条第 1 項の特別措置に基づき行われる福祉有償運送の安全の確保及び利用者の利便の確保に係る適切な指示、監督等を行うため、波田町福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、協議会は波田町が主宰するものとする。

#### 協議会の組織

協議会は委員 12 名以内で組織する。

委員は次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

ア 町長又は長の指定する職員

イ 長野運輸支局長又は同支局長が指定する職員

ウ 公共交通に関する学識経験者

エ 町内の福祉有償運送利用者の代表

オ 町内の住民の代表

カ ボランティア団体の代表

キ タクシー事業者等交通機関関係者の代表

#### (2) 運送の対象者

運送の対象者は、波田町に住所を有する者又は町内の社会福祉施設に入所している者で、日常の外出において単独ではタクシーなど公共交通機関の利用が困難で、社会福祉法人やNPO等の運送主体に予め登録した会員や付添い人で、次に掲げる事項に該当する者とする。

介護保険法第 7 条第 3 項にいう「要介護者」及び同条第 4 項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者

肢体不自由若しくは内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）又は精神障害若しくは知的障害等により単独での歩行が困難であって 又は  
に該当しない者

#### (3) 運送主体

波田町住民及び町内の社会福祉施設等を利用する者を会員に含む社会福祉法人、NPO、その他福祉有償運送サービス事業を実施する法人で道路運送法 80 条第 1 項の許可を受けた法人とする。

#### (4) 使用車両

#### 使用権原

事業に使用する車両は運送主体が使用権原を有している車両、または、運転者等から提供される自家用自動車で次の事項に該当する車両であること。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

#### 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・ 氏名、名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80 条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。文字は縦横 5 センチ以上とする。

#### 自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の型式、自動車登録番号および初年登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

### (5) 運転者

#### 自動車免許の種別および講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力および経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前 2 年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 警視庁交通安全指導センターが実施する「四輪安全運転講習」など、車両の運転に関する技術および知識の向上を図ることを目的とした、実車を伴う講習等を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修、または、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者、その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。



#### 運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴およびその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

#### (6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（いずれも搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### (7) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね 2 分の 1 を目安とする。

#### (8) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、以下のように明確に整備されていること。

- ・ 運送主体において、運行管理責任者が選任されており、指揮命令系統が明確にされていること。
- ・ 運転者が自宅から利用者宅へ直接出向く場合には、電話等により運行管理に関する指示・伝達・報告が確実に実施される体制が整っていること。
- ・ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ・ 運送主体において、事故防止や安全確保に関する研修等計画があること。
- ・ 波田町と運送主体双方において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応責任者が明確であること。
- ・ 波田町と運送主体双方において、利用者からの苦情に対し適切に記録・対応する体制となっており、対応責任者が明確であること。
- ・ 波田町と運送主体双方において、有償運送の条件が確保されているかどうかを随時確認する体制が整っており、責任者が明確であること。

#### (9) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。